

群馬県衛生環境研究所 研究不正行為対策委員会運営要領

(目的)

第一条 この要領は、「群馬県衛生環境研究所における研究活動上の不正行為等の取り扱いに関する規程」(以下「規程」という。)第六条及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成二十六年八月二十六日文部科学大臣決定)」に基づき、研究不正行為対策委員会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 群馬県衛生環境研究所(以下「当研究所」という。)に所属し、規程に定める研究者等による不正行為を防止することを目的として研究不正行為対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第三条 委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。

(委員の指名)

第四条 委員は、次の各号に掲げる者を規程に定める総括責任者が指名することによって任命する。

- 一 研究倫理教育責任者 一名
- 二 科学研究について専門知識を有する者 一名
- 三 科学研究における行動規範について専門知識を有する者 一名
- 四 法律の知識を有する外部有識者 一名

(委員長)

第五条 委員長は、研究倫理教育責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の業務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(任期)

第六条 委員の任期は、二年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(委員会の職務)

第七条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 研究倫理教育の企画及び実施に関する事項
- 二 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- 三 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- 四 その他研究倫理に関する事項

(庶務)

第八条 会議の庶務は、研究企画係において処理する。

(雑則)

第九条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

この要領は、平成二十八年一月五日から施行する。

附則

この要領は、平成二十九年一月二十五日から施行する。